

議第42号

平成28年度滋賀県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度滋賀県の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,925千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 176,625千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成29年3月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 15,635	△ 千円 68	千円 15,567
	1 一般会計繰入金	15,635	△ 68	15,567
2 繰越金		4,442	12,885	17,327
	1 繰越金	4,442	12,885	17,327
3 諸収入		116,123	7,108	123,231
	1 県預金利子	35	△ 29	6
	2 貸付金元利収入	115,765	7,069	122,834
	3 雑入	323	68	391
歳入合計		156,700	19,925	176,625

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 健康医療福祉費		千円 156,700	△ 千円 4,900	千円 151,800
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	156,700	△ 4,900	151,800
2 予備費		—	24,825	24,825
	1 予備費	—	24,825	24,825
歳出合計		156,700	19,925	176,625